



保存版

共済金の給付事由および給付内容一覧表

※共済金申請書は全てに必要です
※請求書以外の添付書類はコピー可

給付事由		給付金額 (円)	添付書類	
死亡共済金	会員本人	交通事故により死亡した場合	200,000	
		不慮の事故により死亡した場合	150,000	
		疾病により死亡した場合 (老衰と自殺は対象外)	71歳未満	100,000
			71歳以上	50,000
遺障害共済金・後遺障害共済金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	200,000 ~ 8,000	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	150,000 ~ 6,000	
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	100,000
			71歳以上	50,000
傷病休業共済金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	15,000
			30日以上	20,000
			60日以上	25,000
			90日以上	30,000
			120日以上	35,000
			◆全労済協会所定の請求書 ◆出勤簿又は医師の診断書等、傷病による休業期間が確認できる書類	
住宅災害共済金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合 (全労済協会の基準による)	50%以上	200,000
			30%以上 50%未満	140,000
			20%以上 30%未満	100,000
			20%未満	40,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合 (全労済協会の基準による)	70%以上	60,000
			20%以上 70%未満	30,000
			20%未満	6,000
会員の居住する建物の床上浸水		12,000		
弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000	
	会員の子が死亡した場合		20,000	
	会員の親が死亡した場合		10,000	
祝金	会員	結婚祝金	10,000	
		出生祝金	10,000	
		就学祝金 (子の小学校入学)	10,000	
		就学祝金 (子の中学校入学)	10,000	
		二十歳祝金 (会員本人: 満20歳)	10,000	
		還暦祝金 (満60歳)	10,000	
		金婚祝金 (結婚50年、夫婦健在)	10,000	
		銀婚祝金 (結婚25年、夫婦健在)	10,000	
		古希祝金 (満70歳)	10,000	
		永年勤続祝金 (15年)	10,000	
◆戸籍謄本又は婚姻受理証明書				
◆住民票又は出生届				
◆就学通知書、入学通知書、在学証明書、クラスの編成表、生徒手帳 (いずれか1点)				
◆住民票・免許証・保険証 (いずれか1点)				
◆戸籍謄本又は抄本				
◆戸籍謄本又は抄本				
◆住民票・免許証・保険証 (いずれか1点)				
◆記念品贈呈				

- ①入学祝金 (小学・中学) の申請受付は、4月1日以降です。
- ②共済事由発生日の翌日から、祝金は1年以内、その他は3年以内に申請して下さい。
- ③共済事由発生日時点で会員でない場合は対象となりません。
- ④死亡共済金は自殺と老衰 (自然死) 等は対象になりません。
- ⑤疾病による会員本人死亡の場合の「年齢」は、4月1日が基準日となります。